【 競 技 規 則　及び　競 技 特 別 規 則 】

富士レイクサイドカントリー倶楽部 コンペティション及びルールス委員会

●競技規則

第1条　総　則
1) 富士レイクサイドカントリー倶楽部（以下「倶楽部」と言う。）の競技に関する一切の事項は本規則による。
2) 本規則の運用に関する一切の事項及び別に定める競技特別規則に関する一切の事項は、コンペティション及びルールス委員会（以下「委員会」と言う。）に於いて決定する。

第2条　参加資格
1) ワールドハンディキャップシステム(WHS)に準じ、別に定める当倶楽部ハンディキャップ規定に則した当倶楽部ハンディキャップを有する会員とする。
2) 競技別ハンディキャップの制限等は競技特別規則に定める。
3) シニア選手権及びグランドシニア選手権の年齢制限は、当年12月31日を以って競技特別規則に定める規定年齢に達する者とする。

第3条　競技参加の申込
1) 倶楽部競技への参加申込は、ホームページ予約、電話又は台帳記入にて受付ける。
2) 各競技の参加人数及び制限は、競技特別規則に定める。

第4条　競技方法
1) 競技方法は、競技特別規則に定める。

第5条　スタート時刻
1) 競技参加者は、スタート時刻30分前までに倶楽部に到着し、受付をしなければならない。
2) 競技参加者は、スタート時刻10分前にスタートホール付近に待機しなければならない。

第6条　競技の成立
1) 各競技の参加者が16名以上参加によって成立とする。但し委員会が特別に認めた場合はこの限りではない。

第7条　スコアカードの提出
1) 競技参加者は、プレー終了後、直ちに同伴競技者（マーカー）のアテストを受け、マーカー署名・競技者署名が記入されたスコアカードを提出しなければならない。また、スコアの提出方法はエリア方式とする。

第8条　順位の決定
1) ストロークプレー；予選通過者及び順位は、「マッチング・スコアカード方式」により決定する。
それでも決定しない場合は最終ホール（18H又は27H）からの「カウントバック方式」により決定する。但し倶楽部選手権予選競技において1位及び16位がタイとなった場合に限り、即日委員会の指定するホールにおいてサドンデス方式のプレーオフを行い順位を決定する。尚プレーオフの指定ホールは原則1H・9H、又は10H・18Hの繰り返しにて行うものとする。
2) マッチプレー；オールスクエアとなった場合、当日プレーオフを1Hから順に行い、いずれかが1ホール勝つまで続ける。
3) 各々の方法に拠っても順位が決定できない場合は、委員会の裁定に委ねる。

第9条　競技参加費
1) 競技参加費は、競技特別規則に定める。

第10条　その他
1) 本規則、競技特別規則及びローカル・ルールに規定のない事項は、全てＲ＆Ａ(公財)日本ゴルフ協会による。
2) 本規則の変更は、理事会へ報告する。

●競技特別規則

1. 参加条件（ハンディキャップ及び年齢制限）
1) ハンディキャップは、当倶楽部ハンディキャップ規定に定める。
2) 倶楽部選手権・シニア選手権・グランドシニア選手権・理事長杯・キャップテン杯・社長杯において、各競技開催月の前（クローズ期間及び12月を除く）5ケ月以内に正規のラウンドを終了した当倶楽部のスコアカードを1枚以上提出していない者は入賞資格を失うものとする。
3) 競技は1組3～4名で行いハンディキャップ合計が90を超えてはならない。但し委員会が特に認めた場合はこの限りではない。
4) 競技者は、ハンディキャップにより次の通り区分される。
・倶楽部選手権は、ハンディキャップ「15」以下でなければ参加を認めない。
・シニア選手権及び、理事長杯・キャプテン杯・社長杯は、ハンディキャップ「20」以下でなければ参加を認めない。
・月例競技(卯月杯・五月杯・水無月杯・文月杯・盛夏杯・納涼杯・紅葉杯・開場記念杯)Ａクラス＝18まで・Ｂクラス＝19～40
5) 競技に参加申込後、開催直前に自己のハンディキャップが変更になった場合は、新しいハンディキャップにて競技に参加しなければならない。但し組合せ表作成後は作成時のハンディキャップにて競技に参加しなければならない。
6) ハンディキャップにより参加資格を制限する競技にエントリー後、開催直前に自己ハンディキャップが変更になり、制限するハンディキャップを超過した者は、その競技の制限値のハンディキャップにて参加することを認める。
但し組合せ表作成後は作成時のハンディキャップにて参加しなければならない。
7) シニア選手権の年齢制限は、当年12月31日を以って「60歳」に達する者以上とする。
8) グランドシニア選手権の年齢制限は、当年12月31日を以って「70歳」に達する者以上とする。
9) クライマックス戦は、出場者はポイントにより決定する。また、クライマックスシリーズ要綱に準じる。

2. 競技の申込及び参加人数
1) 倶楽部選手権・シニア選手権・グランドシニア選手権・理事長杯・キャプテン杯・社長杯への参加申込は、各競技日の約1カ月半前に競技受付開始案内ハガキが送付され、電話又は台帳記入にて受け付ける。
2) 月例競技・平日杯・レディース杯・開場記念杯への参加申込は、競技開催日2カ月前の同日午前9時より午後5時までホームページにて受付ける。なお翌日以降は電話又は台帳記入にて、競技日前日の午後5時まで受付ける。
3) 各競技とも参加申込人数が、25組100名を以って締切とする。

3. 参加申込後の取消
1) 競技参加申込後に取消する場合は、前日の午後5時までに倶楽部に連絡しなければならない。
2) 倶楽部選手権・シニア選手権・グランドシニア選手権・理事長杯・キャプテン杯・社長杯・クライマックス戦については、出場を取消する場合、競技開催日の10日前よりキャンセル料として競技参加費を支払わなければならない。
その他競技については、競技日当日に正当な理由が無く取消する場合は、競技参加費を支払わなければならない。

4. 競技参加費
1) 倶楽部選手権・シニア選手権・グランドシニア選手権・理事長杯・キャプテン杯・社長杯は、2,750円(消費税込み)とする。
2) 上記以外の競技は、2,200円(消費税込み)とする。

5. 競技方法
1) 倶楽部選手権は、予選をスクラッチ競技とし、27ホール・ストロークプレーとする。予選競技の上位16名が1回戦進出とする。
1回戦・2回戦・準決勝・決勝は、マッチプレー競技とする。尚、1回戦・2回戦は18ホール・マッチプレーとし、
準決勝及び決勝は36ホール・マッチプレーとする。
2) シニア選手権は、予選をスクラッチ競技とし、18ホール・ストロークプレーとする。予選競技の上位16名が1回戦進出とする。
1回戦・2回戦・準決勝・決勝は18ホール・マッチプレー競技とする。
2) グランドシニア選手権は、スクラッチ競技とし、予選及び決勝とも18ホール・ストロークプレーとする。
予選競技の上位20名が決勝進出とする。尚、決勝競技は予選競技との合計ストロークとする。
3) 理事長杯・キャプテン杯・社長杯は、アンダーハンディキャップ競技とし予選及び決勝とも18ホール・ストロークプレーとする。
どちらも予選競技の上位20名が決勝進出とする。尚、決勝競技は予選競技との合計ストロークとする。
4) 月例競技・平日杯・レディース杯・開場記念杯・クライマックス戦は、アンダーハンディキャップ競技とし、18ホール・ストロークプレーとする。
5) 各競技とも委員会より同伴競技者（マーカー）の指定を受け行うものとする。

6. 使用ティーマーク
1) 委員会より特別定めがない限り、コンペティションティーを使用する。

7. 使用クラブ及び使用球の規格
1) 「適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付Ｉ©1a」・「公認球リストの条件・規則付Ｉ©2b」を適用する。

8. 練習の取扱い（ゴルフ規則7-2(注2a)、33-1）
1) スタート前のコース内での練習を禁止する。
2) 最後にプレーしたホールでのパッティンググリーン上やその近くでの練習ストロークを禁止する。
（本条件の違反の罰は、次のホールに対し2打罰、最後のホールでの違反はそのホールに対し2打罰とする。）

9. 乗用カートの取扱い
1) 競技者は、ラウンド中、指定の乗用カートに乗車することができる。
2) 指定道路を走行する乗用カートに限り、備え付けられているナビゲーションに表示される距離計測機能は使用することを認める。
また、競技者が持ち込まれた計測機も使用することができるが、計測できるのは2点間の距離および高低差の計測とする。

10. 険悪な気象状況による対応
1) 天災地変または降雨及び降雪等によりコースコンディションが著しく悪化し、また落雷等により競技の進行が不能となった時は、委員会の決定により規定ホールの短縮または競技の中止及び順延をすることがある。

11. プレーの中断と再開（ゴルフ規則6-8）
1) 競技ラウンド中9ホール終了後、次のスタートまでの間休憩をとることができる。但し、委員会が進行上特に認めた場合は、続けてプレーすることができる。
2) 委員会の指示なく、プレー中のホールで球をマークし、競技者の判断で後続組をプレーさせてはならない。
3) 委員会がプレーの中断を指示（場内放送（サイレン）、乗用カート無線、委員の指示）した場合は、直ちに球をマークし拾い上げ、その指示に従わなければならない。再開も委員会の指示がでる迄はプレーを再開してはならない。

12. スロープレーへの罰則（ゴルフ規則6-7）
1) 競技ラウンド中、前の組との間隔が20分以上または1ホール以上離れた組に対し、委員が警告をし、その後改善が見られず且つ、ハーフ2時間20分を超過した組に対して競技運営上他のプレーヤーへの影響や進行状況等、遅れた事由を考慮し委員会がスロープレーと判断した場合は罰則の対象となる。（※その場合の罰則は、対象となる組全員に最後のホールに対して1打罰を付加する。）

13. 懲罰
1) 倶楽部競技でのルール違反、また悪質な言動・行動などが発覚した場合は、委員会の裁定により2年間の競技出場停止処分とする。

14. 委員会の裁定（ゴルフ規則34-3）
1) 委員会は競技の運営及び条件に関する一切の事項を修正する権限を有し、すべての事柄において委員会の裁定は最終である。

15. 競技の終了
1) 全ての競技において競技参加者のスコア提出後、競技委員の署名をもって競技を終了したものとみなす。

16. その他
1) 本競技特別規則は、2025年4月1日より実施し、委員会に於いて随時変更することが出来る。

（2015年4月1日より実施 第2版、2017年4月１日より実施 第3版、2018年4月１日より第4版、2019年4月1日より第5版、2021年4月1日より第6版、2022年4月1日より第7版、2023年4月1日より第8版、2024年4月1日より第9版、2025年4月1日より第10版：競技規則、競技特別規則一部改訂）